琉球大学学術リポジトリ

# 沖縄関係　沖縄復帰に伴う特別措置法案(2)



| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547 |

外務省関係

別紙一

第　条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

秘
無期限

検討中

安全保障課長
↑
仝ご意見

アメリカ局長
アト参事官
北米オー課長

沖縄の復帰に伴う特別措置法案について
（右省関係事項）

四六、八、一九
米、北一（有地）

標記に関し、官総作成の別紙一案を持参、法制局第三部（川口参事官）において審議された結果、別紙二の案の如く書き直し、別紙二の案の末頁の如き問題点が指摘された。なお問題点の二については、法制局及び右省において今後更に検討することとした。

川口参考まで。

外務省

002173

附　則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第　条の規定は、同日以後において政令で定める日から施行する。

別紙二

（沖縄の復帰に伴う特別措置法案）

第○条　次に掲げる法律は廃止する。

1　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年八月十七日法律第百三十七号）

2　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年三月一日法律第四十号）

附則

（この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。）　ただし、第○条第2号の規定は、同日以後○月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。



問題点（八月十九日法制向審議）

一、準備委　日本政府代表臨時措置法廃止の目標日は、大藤名との予算折衝の成行き等を勘案しつつ決定。
（一応六ヶ月間の残務整理期間を予定）

二、右臨時措置法中特に第三条（任務）につき、行らかの法的手当を要せざるや　検討を要す。

（注）第三条　代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

北米才一課長

条約課長

北米才一課長

官房総務参事官
官房書記官
首席事務官

法令班

付則の協定者は 既に写す
されて 正式の協定もと
されたい。（ヤ.ゼ.ー）

コピー御名

沖縄の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止
に関する法律（仮称）案の審査について

昭和46年8月17日
官房総務参事官室
法令班（若杉）

内閣法制局（第三部）から、きたる8月19日（木）
標記法律案の外務省関係部分の予備審査を
行なう旨通報があったので、立ちに決裁を得
沖縄北方対策庁に提出した本件法律案要綱に
基づき作成した
別紙法律案文（復帰準備委政府代表に
関する臨時措置法に関する部分のみ。旅券法関係
については、旅券課において別途作成。）を審査願う
ことといたしたい。

GA-5

（官総）回覧 第386号

外務省

（法令起案用紙）

附則

この法律は、沖縄返還協定（仮称）の効力発生の日から施行する。ただし、第　条の規定は、沖縄返還協定の効力発生の日以後において政令で定める日から施行する。

（法令起案用紙）

第　条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（外務省）

（沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置の廃止）

第　条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

（施行期日の政令への委任）

第　条　前条の規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（外務省）

（沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置の廃止）

第　条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

（施行期日の政令への委任）

第　条　前条の規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

（外務省）

（旅券法の一部改正）

第　条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号の）一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）

（外務省）

（旅券法の特例に関する法律の廃止）

第　条　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）は、廃止する。

（旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第　条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

第　章　外務省関係

（旅券法の特例に関する法律等の廃止）

第　条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）

二　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（旅券法の一部改正）

第　条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

（旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第　条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

附　則

「この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。」　ただし、第　条第二号の規定は、同日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置法案）

第〇条　次に掲げる法律は廃止する。

1　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年八月十七日法律第百三十七号）

2　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表と関する臨時措置法（昭和四十五年五月一日法律第四十号）



附則

（この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。）　ただし、第〇条第2号の規定は、同日以後〇月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

問題点（八月十九日 法制局審議）

一、準備委 日本政府代表 臨時措置法 廃止の目標日は、大藤名との予算折衝の成行き等を勘案一つつ決定。（一応 六ヶ月間の残務整理期間を予定）

二、右臨時措置法中 特に第三条（任務）につき、行らかの法的手当を要せざるや 検討を要す。

（注）第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当取ることを任務とする。

第　条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

附　則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第　条の規定は、同日以後において政令で定める日から施行する。

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

官房総務参事官
官房書記官

沖・北対第3161号

昭和46年9月2日

外務省
北米一課長 殿

沖縄・北方対策庁調整部長

沖縄の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する
法律（仮称）案の提出方依頼について

標記の法律案を下記の要領によつて作成し、9月16日までに当庁に80部ご提出願います。

100

記

1. 法律案の内容は、昭和46年9月11日現在によること。
2. 法律案の記載は改正または廃止される法律ごとに別葉（B4版用紙、縦書き）とすること。
3. 改正法律案については様式一により、廃止法律案については様式二によること。

| 要処理 |
| --- |
| |
| 首相事務官 |
| 総務 |
| 沖縄 |
| 渉外調査 |
| 漁業 |
| 航空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| カナダ |
| 局庶務 |

沖縄・北方対策庁

B-5 タイプ用紙24号（100枚天のり）

様式一　　（〇〇省）

〇〇法（昭和　　年法律第　　号）

（〇〇法の一部改正）

第　条　〇〇法（昭和　　年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

－－－－－－－－－－－－－－

－－－－－－－－－－－－－－

（〇〇法の一部改正に伴う経過措置）

第　条－－－－－－－－－－－－－

－－－－－－－－－－－－－－

様式二

（〇〇省）

〇〇法（昭和　　年法律第　　号）

（〇〇法の廃止）

第　条　〇〇法（昭和　　年法律第　　号）は、廃止する。

（〇〇法の廃止に伴う経過措置）

第　条　――――――――――――

――――――――――――

総　理　府

秘
無期限

コピー 9/6
条約課長

アメリカ局長
参事官
官房総務参事官
安全保障課長
北米オ一課長
官房書記官
人事課長
法令班
会計課長
コピー 9/6

「沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法」の取扱いについて

藤田調査官
調査室
検査室
在外経理室

「移住者」へ回答しておいた方がよいと思います
46.9.3.
米.北一(有地)

同平務所の在職員
来年度6月分予算で
要求している

1. 昨年5月1日公布施行された「沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法」(別添第1、以下「臨時措置法」という)の沖縄復帰に際する取扱いについては、官総参事官室を中心に省内で検討し来ったところ、準備委員会は復帰と同時に消滅するが同政府代表事務所は残務整理(通常の残務整理以外に、特に地位協定 適用関係事務所)のため復帰後6ヶ月を限り存続させる必要

復帰後三ヶ月ということでよいのではないか。
在初年当りこと更に要望は

従って復帰期日が行用後日で当っても子算は9月末日までしかない。10月以降どうしても午算なら運用上措置する事がなし。

会計
46.9.7
総務

GA-5
外務省

2

ありと認められるので、目下沖縄・北方対策庁がまとめている「沖縄の復帰に伴う~~特別措置法~~関係法律の改正又は廃止に関する法律案(仮称、以下「~~特別措置~~改廃法案」という)にその在り必要な規定を置く方向で、去る8月19日法制局第三部(川口参事官)とも協議した。

その結果、~~特別措置~~改廃法案に織り込む案文及び附則の案文(別添第2)を作成し、同案文につき更に法制局及び本省において検討の上、追って法制局と再協議することとなった。

その際法制局側が指摘した主な問題点は、(イ)代表事務所をそっくりの形で残す必要があるのか(本省からの長期出張の形で

GA-6
外務省

処理し得ないか）(ロ) 存続させる場合、通常の残務整理期間は1～2ヶ月とされているところ、6ヶ月存続の理由、及び大蔵省との予算折衝との関係、(ハ) 臨時措置法中の「任務」はそのままでよいか、任務の内容が変るのではないか、(ニ)「在勤手当」の支給は、後帰後は認められないのではないか 等の諸点であった。

2. 前記法制局指摘の問題点も含め、本件臨時措置法の沖縄復帰に伴う取扱いについては、次のとおり措置し、対処することと致したい。

(1) 代表事務所の残務整理のための暫定的存続は是非共必要である。その必要性に





関する説明振りは別紙のとおりである。（転員の長期出張による処理は現実的でなく、その理由についても別紙趣旨を説明。）

(2) 存続期間について、法文上は「6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める」と規定するので、法案説明の段階では、(イ) 別紙の趣旨から1～2ヶ月の通常残務整理期間では不十分、(ロ) 最長6ヶ月あれば十分との感触を説明する。

（法案実施の方が予算実施より先行するので、法案実施の段階で予算の裏付をとることは困難と思われる。追って予算実施の際は6ヶ月の根拠を更に具体的につめる事あるべし。）

(3) 臨時措置法の内容については、特に改正、乃至読替之等はせず、そのまゝとする。同法中には、復帰後の残務整理期間に入つてからは当然削除、修正を要し、或いは読み替えを必要とすべき点が多くあるも(先ず第一に準備委員会がなくなり、日本国政府代表もいなくなる)、之等を指摘し出すと法全体を書き直し、或いは同法を廃して新法を作らざるを得なくなる。むしろ復帰後の臨時措置法の取扱いは例えば下記(イ)(ロ)の如く残務整理の観点から法全体を解釈するという説明を通す方が適当であり、現実的であると考えられる。





(イ) 「任務」の内容が変ることは当然であるが、臨時措置法の任務は同任務から生ずる残務整理をも含むものと解釈する。

(ロ) 「在勤手当」が復帰後支給できなくなることは、「復帰」という厳然たる事実から派生する当然の帰結であり、そのために臨時措置法の改正を特に要しないものと考える。

別紙

沖縄復帰後における地位協定適用関係事務処理のための現地事務所の必要性

1、現沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所を沖縄復帰後6ヵ月間存続せしめる。

2、目的：
現代表事務所の残務整理（事務を他の国の主先機関又は県へ引継ぐこと。文書、資料を関係機関に引継ぎ又は移送すること。）に加えて、地位協定及び実施細目の沖縄への適用に関し、日米合同委員会を通ずる米側との連絡、調整のうち現地にて行なう必要のある事項を処理せしめることを目的とする。



3、理由：
沖縄の復帰に伴ない、現在の在日米軍の規模を上廻わる在沖米軍に新たに地位協定及び実施細目（合同委員会各種合意）が適用されることとなるところ、その具体的な適用に関しては、特に復帰直後の若干の期間、在沖縄米軍と現地において連絡、調整を行なうことが必要である。

別法第一

# 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、沖縄の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条　外務省の機関として、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

2　代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

（任務）



第三条　代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（政府代表）

第四条　政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2　政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条　政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

（職員）

第六条　代表事務所に置かれる政府代表以外の職員（以下「職員」という。）は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

（給与及び災害補償）

第七条　政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2　政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

3　職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4　第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による政府代表又は職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第三条第三項及び第三



項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6　政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第二号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

理　由

沖縄の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別法第二

第　章　外務省関係

（旅券法の特例に関する法律等の廃止）

第　条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）

○二　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（旅券法の一部改正）

第　条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

（旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第　条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

○　附　則

「この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。」　ただし、第　　条第二号の規定は、同日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

有地エム

北米オ一課長

高裁案（分類　　）

大臣　秘書官

~~政務次官~~

事務次官

~~外務審議官~~

~~外務審議官~~

官房長

官房総務参事官

官房書記官

首席事務官

起案　昭和46年9月30日

決裁　昭和46年10月1日

法令班

起案者　若杉　電話番号　2104

協議先

人事課長

文書課長

電信課長

会計課長

藤田調査官

主計室

検査室

在外経理室

メリカ局長

北米オ一課長

安全保障課長

下記の件に関し高裁を仰ぎます。

件名　沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所の廃止及び安全保障課分室の設置

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所の復帰後の取扱いについては、さきに高裁

GA-1 注意　決裁後直ちに写1通を文書課へ回付すること　外務省　回覧番号



を得て残務整理期間6か月~~の~~存置すべく法案を作成したところ、大蔵省との協議が整わず法制上の難点もあるので、同事務所は復帰時に即時廃止することとし、~~その代り~~残務整理のためには、復帰後3か月の間、安全保障課の分室を省令により現地に設置することといたしたい。

関係省と事務レベルにおいて合意に達した点次のとおり。

(1) 政府代表は沖縄復帰と同時に廃止する。

(2) 代表事務所職員は、分室に勤務する職員となる。

(3) 分室の事務所維持に伴う附帯経費について予算措置を講ずる。

(4) 分室勤務の職員の待遇は、対策庁（沖縄

GA-1　外務省

開発庁）が現地に設置する総合事務所の職員と同様とする。（在勤手当に見合う特殊勤務手当の支給可能。）

30/9.

官房副大臣あへ
提案しておいたパーパー

(平外)

# 沖縄復帰後の代表事務所の残務処理について

昭和46年9月30日
官房書記官

沖縄復帰後の代表事務所は閉鎖されるが清算事務、引継ぎ事務を円滑に行なうため、廃止後の代表事務所に3カ月間安全保障課の分室をおく。

(イ) 代表は、復帰とともに資格を失うが、代表事務所職員の定員は安全保障課に移し、分室要員として引きつづき残務処理にあたる。

(ロ) 分室の運営に必要な経費については予算措置をとる。

(ハ) 分室に勤務する職員の給与等は沖縄開発庁の総合事務所職員と同じ扱いとする。

沖縄復帰準備委員会日本代表
事務所の閉鎖について

昭和46.9.30
官房書記官

1. 沖縄復帰後の代表事務所の取扱いについては、かねて(イ)沖縄に外務所の連絡事務所を存続させる、(ロ)代表事務所は廃止するが、復帰後に政府が存置すべき合同事務所(沖縄開発庁の出先)に外務省員を送りこむ、(ハ)代表事務所は廃止するが3~6ケ月の残務整理期間をおく、の三案を検討した結果、

(イ)については、本土復帰後の沖縄に外務省の出先をおくことは政治的に望ましく





ないし、機構要求上も外務省だけが独立の機関をもつことは困難である。

(ロ)については、トップの要職を獲得しない限り有効な役割を果し難い

という理由から、(ハ)の案で取進めることとつ、予算要求もこれに基いて行って来ている。

2. しかるに、先般法制局より、残務整理のためだけに6ケ月という期間が必要とは考えられず、6ケ月もの期間引きつゞき事務を行なう必要があるのであれば、別途本件代表事務所と異る趣旨の機構を設ける法案を出すべきであるという見解が出された。これに対して当方より、6ケ月

というのは4月1日返還を想定してのことであり、7月1日返還であれば3ヶ月で済ませうると考えられる旨説明したところ、一応関係官庁と諮め（たとえ検討す）べき旨回答あった。

3. 9月27日、主計局より、31ヨつぎ事務を事前によく手当てすれば残務整理の期間を設ける必要は認められないので、代表事務所は返還と同時に閉鎖することとしたい旨通報あったので、主計局外務係及び法規課に対し、31ヨつぎ事務の実態につき詳細説明した結果、28日、主計局も臨時措置法の給与の部分（第7条）を削除した案を作成の上検討したい旨回答あった。





（註）復帰後に外務省のみが「在勤手当」を受けるのは不合理という考え方による。第7条削除の結果、代表は無給になる。また職員は沖縄関係庁の職員と同等の待遇となる（対米庁では「在勤手当」の代りに一般職の公務員の給与に関する法律第13条の「特殊手当」を支給することを要求中の由）

4. よって、法制局との間で上記3末尾の方針による法案を協議し、アメリカ局の同意を得たところ、法制局参事官より、第3部長の意見として、返還後に代表が無給となることは代表の仕事が実質的になくなることを明示的に表わすことになり、その結果国会において

「準備委員会」の任務は終了した以上代表事務所も不要である。残務整理、事務引きつぎ等のために機関が必要なら「清算法人」の如き別の機関を設けるべきであるという議論を招くので、少くとも法律の形としては代表を無論としないようにすべきであるという見解が出された。

5. 上記4の修正は当者には異議ないところであるが、主計局は直ちに反対し、外務省の残務整理の実態説明を充分きいたが、代表自身の仕事は既に終っており、実務に従事する者は職員であるから、この実務を遂行するに必要な範囲内で目立たぬ方法で代表事務





所の残務整理期間を認めようというところまで傾いたが、代表の給与を表面に出すのであれば反対であるという意見を示した。

6. 他方、行政管理庁より「代表事務所は即日閉鎖するが、安全保障課の分室を沖縄に3ヶ月間おいては如何」という提案があり、（この構想はかつて主計局から出されたこともある）具体的説明を求めたところ、次の通り。

(イ) 右「分室」は省令で書くことができる（外務省ないしアメリカ局分室であれば政令）。省令は行管限りの協議ですませるから、行管といても協力できる。所掌事務は安保課の中に含まれ

ているから、他に法令上の手当を必要としない。

(ロ) 4名の定員は外務省定員令を改正しなければ、沖縄代表事務所を閉鎖しても自動的にはなくならない。(この方が、外務省が~~[illegible]~~要求している右同定員4名振り替え増の処理がしやすい。即ち、右4名の定員につき主計局から12ヶ月の予算をとりうれば、行管としては3ヶ月後に~~[illegible]~~定員~~振り替え~~直上を要求しないようにする)

(ハ) 事務所の附帯経費及び職員の待遇(「特殊手当」を受けられるか)の問題は主計局の問題である。

7. 上記5.の主計局協議の際先方から再び分室案を提示したので、上記6の構想

但し、この大、大蔵省は三ヶ月の期間を定員という限定のコントロールしているから、三ヶ月後についての条件はできない。





を背景に、打診したところ、池田主査は

(a) 定員については暫定定員とするが、3ヶ月後の問題は別途検討する。

(b) 事務所の附帯経費は認める。

(c) 職員の待遇は給与課と協議して欲しい

という見解であった。

8. よって、9月30日、主計局給与課及び人事院給与三課と協議したところ、~~[illegible]~~沖縄代表所出先職員等に「特殊~~[illegible]~~手当」を支給する場合には外務省の「分室」職員にも支給しうるという回答であった。

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
安全保障課長
北米才一課長

沖縄の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する外務省関係法律案について

46.10.4
北米才一課

10月4日官総法令班より対策庁に対し、当省関係につき別係のとおり提出したので報告します。なお、外務関係分は才3章となり、旅券法関係が才32条より才34条まで、また、沖縄復帰準備委関係が才35条となる予定であるが、前記条文の追番号は10月5日確定される由です。

(注) 法令班より(外務案)等条、条規、旅券等各課へ配布ずみ。

GA-6
外務省

2604

第六十七回国会

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案関係資料（外務省関係）

10/15 法令現行対第十六提出ずみ（二〇〇〇部）

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案

新旧対照表（外務省関係）

目次

旅券法（第三十一条関係）……頁

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（第三十一条関係）

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 本則 | 本則 |
| 1 略 | 1 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 略 | 3 略 |
| 4 略 | 4 略 |
| 5 略 | 5 略 |
| 6 略 | 6 略 |
| 附則 | 附則 |
| 略 | 略 |
| | 7 沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）に渡航する者及び沖縄から本邦に |

渡航する者に対しては、当分の間、政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。

8 前項の身分証明書の発給に当つては、五百円以下の範囲内で政令で定める額の手数料を徴収することができる。

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案

参照条文（外務省関係）

目次


一　旅券法の特例に関する法律（第三十二条関係）……1
二　旅券法（抄）（第三十三条関係）……6
三　旅券法の一部を改正する法律（抄）（第三十三条関係）……8
四　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（第三十四条関係）……9

一　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）

（第三十二条関係）

（趣旨）

第一条　この法律は、沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）における旅券の発給等に関し、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の適用の特例を定めるものとする。

（旅券の発給の申請等）

第二条　沖縄においては、旅券法第三条第一項、第八条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が沖縄事務局（沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第九条に定める沖縄事務局をいう。以下同じ。）に出頭の上、沖縄事務局長を経由して、旅券法第九条第一項又は第十二条第一項若しくは第二項の申請は、沖縄事務局長を経由して、外務大臣にするものとする。

2　前項の場合において、旅券法第三条第一項又は第八条第一項の申請をする者のうち、沖縄の法令に基づいて発給された沖縄の出域許可に関する書類の添付を必要とされる者にあつては、当該書類を同法第三条第一項又は第八条第一項の書類に加えて提出しなければならない。

3　第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。）が、国外においては領事官」とあり、同条第三項中「都道府県知事」とあり、又は同条第四項中「国内においては都道府県知事が、国外においては領事官」とあるのは「沖縄事務局長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖縄を出域」とする。

4　第一項の規定は、旅券法第四条、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項又は第十二条第三項の規定による請求を沖縄においてする場合について準用する。

（旅券の発行等及び交付）

第三条　前条第一項の申請又は同条第四項の請求に基づく旅券の発行その他の処分は、外務大臣が行なう。

2　前項の規定の適用を受ける旅券の交付は、沖縄事務局長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

（数次往復用の旅券）

第四条　第二条第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第五項中「本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復」とあるのは、「沖縄と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復（本邦を経由してする数次往復を含む。）」とする。

（旅券の効力）

第五条　第二条第一項の申請をした者のうち、同条第二項の規定の適用を受ける者及び沖縄に居住する者で外務省令で定めるものに対し、同条第

一項又は旅券法第十条第一項の申請に基づいて発給した旅券については、同法第十八条第一項第一号中「帰国」とあるのは「沖縄に再入域し、又は帰国」と、同項第一号の二中「本邦」とあるのは「沖縄を出域せず、又は本邦」と、同項第二号中「本邦に帰国」とあるのは「沖縄に再入域したとき、又は沖縄及び本邦以外の地域から初めて本邦に帰国した後一月を経過」と、同項第三号中「国内」とあるのは「沖縄又は本邦」と、「国外」とあるのは「沖縄及び本邦以外の地域」と、「帰国」とあるのは「沖縄に再入域し、又は帰国」とする。

2　前項に規定する旅券については、旅券法第十一条第三項中「本邦」とあるのは、「沖縄から出域し、又は本邦」とする。

（権限の委任）

第六条　この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、沖縄事務局長に委任することができる。

（外務省令への委任）



第七条　第二条から前条までに定めるもののほか、沖縄における旅券の取扱いその他これらの規定の適用を受ける旅券に関し必要な事項は、外務省令で定める。

附　則　略

二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）（第三十三条関係）

（旅券の発行）

第五条　一般旅券は、国内においては外務大臣が、国外においては領事官が、第三条の規定による発給の申請に基いて発行する。この場合において、外務大臣又は領事官は、同条第五項の申請をした者について数次往復の必要を認めるときは、有効期間が五年の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

2　公用旅券は、国内においては外務大臣が、国外においては領事官が、第四条の規定による発給の請求に基づき、その発給を受けようとする者が外国に渡航するつど発行する。ただし、外務大臣又は領事官は、同条第二項の請求があつた場合において、数次往復の必要を認めるときは、五年以内の期間を付した数次往復の公用旅券を発行することができる。

（旅券の再発給）



第十条　一般旅券の交付を受けた後当該一般旅券を紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷し又は当該一般旅券の査証欄に余白がなくなつたことにより当該一般旅券の再発給を受けようとする者は、一般旅券再発給申請書一通及び申請者の写真二葉を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはもよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、再発給を申請しなければならない。この場合において、著しく損傷し、又は査証欄に余白がなくなつたことに因り再発給を受けようとする者は、当該著しく損傷し、又は査証欄に余白がなくなつた一般旅券を返納の上、申請しなければならない。

2　公用旅券の再発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては再発給を受けようとする者がもよりの領事館に出頭の上領事官に、公用旅券再発給請求書一通及び再発給を受けようとする者の写真二葉を提出してするものとする。この場合において、著しく損傷し、又は査証欄に余白がなくなつたことに因り再発給を受けようとす

るときは、当該著しく損傷し、又は査証欄に余白がなくなつた公用旅券を返納の上、請求するものとする。

3　第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第五条及び第六条の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の再発行及び交付について、それぞれ準用する。

三　旅券法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百五号）（抄）

（第三十三条関係）

本則　略

附則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（従前の旅券に関する経過措置）

2　改正前の旅券法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて発行され、



書換発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なもの（以下「旧旅券」という。）は、改正後の旅券法（以下「新法」という。）第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなして、新法の規定を適用する。ただし、数次往復用の旧旅券（当該旧旅券につきこの法律の施行後に新法第十条の規定により再発給される旅券を含む。）については、旧法第十八条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

四　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）（第三十四条関係）

（趣旨）

第一条　この法律は、沖縄の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条　外務省の機関として、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

2　代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

（任務）

第三条　代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（政府代表）

第四条　政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2　政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（職員）

第五条　政府代表の任免は、外務大臣の申し出により内閣が行なう。



第六条　代表事務所に置かれる政府代表以外の職員（以下「職員」という。）は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

（給与及び災害補償）

第七条　政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2　政府代表の俸給月額は、三十九万円とする。

3　職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4　第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項

の規定は、第一項又は第三項の規定による政府代表又は職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項及び第三項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則　略

参考資料

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に基づく政令案要綱（外務省関係）

10/15
法令現より特等ニ
へ提おずみ（二〇日部）

## 目次

頁

第五十三条関係、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、1

## 第五十三条関係

沖縄の復帰に伴う旅券法の適用についての特別措置に関する政令（仮称）案要綱

旅券法の一般旅券の発給等の制限事由の適用に関する特別措置

1　復帰の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める刑及び罪は旅券法第十三条第一項第二号及び第三号の適用については、本土の法令に定める刑及び罪とみなす。

2　復帰前に沖縄においてされた訴追で沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十七条（刑事関係の手続、執行等の承継）第一項後段の規定により本土の法令による訴追とみなされるものは、旅券法第十三条第一項第二号の適用についても、本土の法令によりされた訴追とみなす。

北米第一課長

官房書記官

首席事務官

（仮称）（法令起案用紙）

旅券法の特例に関する法律施行令等を廃止する政令案要綱

次に掲げる政令は、廃止する。ただし、第二号に掲げる政令の廃止の施行期日は、沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止の日とする。

一　旅券法の特例に関する法律施行令

二　沖縄復帰準備委員会に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令



沖縄の復帰に伴う旅券法の適用についての特別措置に関する政令（仮称）案要綱

（旅券法の一般旅券の発給等の制限事由の適用に関する特別措置）

1　復帰の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める刑及び罪は、旅券法第十三条第一項第二号及び第三号の適用については、本土の法令に定める刑及び罪とみなす。

2　復帰前に沖縄においてされた訴追で沖縄の復帰に伴う特別措置法第　条（刑事関係の手続

（法令起案用紙）

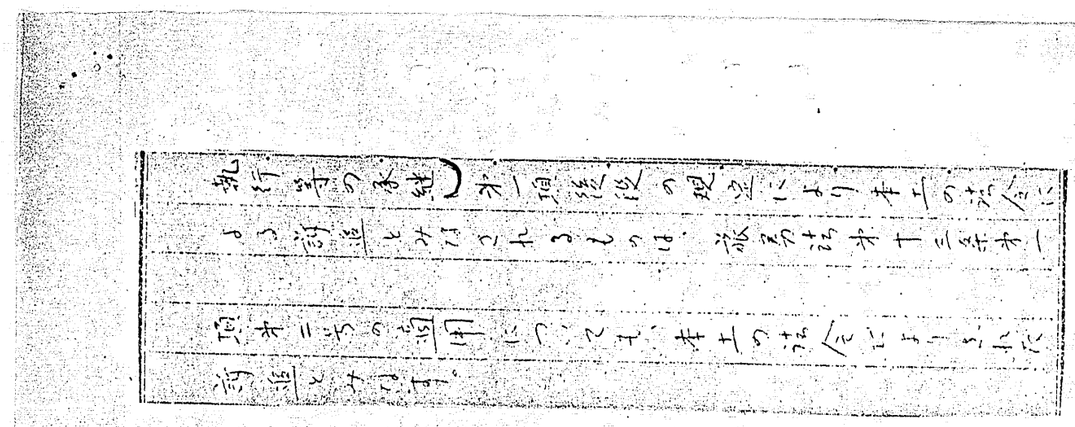

執行等の承継）第一項後段の規定により本土の法令による訴追とみなされるものは、旅券法第十三条第一項第二号の適用についても、本土の法令によりされた訴追とみなす。

法律案要綱

1　旅券法の一部改正

沖縄に渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対して身分証明書を発給することを定めた規定を削る。

（外務省）

2　旅券法の特例に関する法律等の廃止

次に掲げる法律を廃止する。

一　旅券法の特例に関する法律

二　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

（旅券法の一部改正）

（外務省）

第　条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）

（外務省）

（旅券法の特例に関する法律の廃止）

第　条　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）は、廃止する。

（旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第　条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際発行され、書換発行され、又は再発行された旅券法現に有効なものは、その発行、書換発行又は再発行の時における旅券法の相当規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された旅券とみなす。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（外務省）

（沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止）

第　条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

附　則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第　条の規定は、同日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 第三章　外務省関係

（旅券法の一部改正）

第三十二条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

（旅券法の特例に関する法律の廃止）

第三十三条　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）は、廃止する。

（旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三十四条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。この場合において、旅券法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百五号）による改正前の旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された数次往復用の旅券でこの法律の施行の際現に有効なものについては、旅券法の一部を改正する法律附則第二項ただし書の規定を準用する。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

（沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止）

第三十五条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

北米第一課長

○外務省令第　号

安全保障課沖縄分室を設置する省令を次のように定める。

昭和四十　年　月　日　　外務大臣　福田　赴夫

安全保障課沖縄分室を設置する省令

1　アメリカ局安全保障課に沖縄分室を置く。

2　沖縄分室においては、沖縄において安全保障課の所掌に属する事務をつかさどる。

3　沖縄分室は、沖縄県那覇市に置く。

附則

この省令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行し、同日から起算して三月を経過した日にその効力を失う。

（法令起案用紙）

外務省

第二項　別案

2　沖縄分室においては、沖縄において安全保障課の所掌に属する事務をつかさどるほか、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所の残務を整理する。

（法令起案用紙）

外務省

極秘
無期限
部の内号

10/5

沖縄特措法(案) 配布表

| | | |
|---|---|---|
| 写 2ミ | 半保 | 1 |
| | 条条 | 3 |
| | 条現 | 1 |

追加 (10/6作成)

5/1 北半1名 2ミ
5/2 寿本[illegible]
5/3
5/4 加東事務官 2ミ
5/5 条条へ(丹波)貸出

(注) 本文封筆字より2部受領。一部は佐藤首席より花家巣大シュミッツへ手交ずみ

GA-6 外務省

極秘
無期限
部の内号

10/6

沖縄振興開発特別措置法
配布表

10/1
10/2 半北1名 2ミ
10/3
10/4
10/5
10/6 条条 2ミ
10/7
10/8 条現 2ミ
10/9 半保
10/10 花家巣大へ 2ミ (10/8)

GA-6 外務省

アメリカ局長 ＞
参事官 ＞
北米第一課長 代

沖・北対第３７７７号

昭和４６年１０月２０日

外務省
北米第一課長 殿

沖縄・北方対策庁調整部長

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案およびそれらに基づく政令案により措置されることが予定される法律一覧等作成のための原稿提出方依頼について

| 要処理 | |
|---|---|
| | |
| | |
| 首席事務官 | |
| 総務 | |
| 沖縄 | |
| 外 | 調査 |
| 漁業 | |
| 航空 | |
| 科学協力 | |
| 連絡調整 | |
| 調査 | |
| カナダ | |
| 局庶務 | |

当庁では国会における法案審議の過程で提出を要求されることが予想される次の資料を作成する予定ですが、下記の要領によつてその原稿を作成し、１０月２５日までに当庁に５部ご提出願います。

1. 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案およびそれらに基づく政令案により措置されることが予定される法律一覧（資料１）

2. 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案第４８条関係法令調べ（資料２）

46.10.22

記

一、 資料１

１ 各省庁所管の全法律につき、

A 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「特措法」と略す。）で措置されるものとされていて、特措法案に具体的な法律名が記載されているもの

B 特措法で措置されるものとされていて、特措法案に具体的な法律名が記載されていないもの（例「相当本土法に基づく○○とみなす」との条文により措置される場合の相当法）

C 特措法の委任に基づく政令で措置されるものとされていて、政令案に具体的な法律名が記載されているもの

D 特措法の委任に基づく政令で措置されるものとされていて、政令案に具体的な法律名が記載されていないもの

E 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（以下「改廃法」と略す。）で措置されるものとされているもの

F 改廃法の委任に基づく政令で措置されるものとされているもの

G 特措法、改廃法およびこれらの委任に基づく政令で何らの措置もされないもの

の分類を行ない、別紙(一)様式により、同様式記載の例にならい原稿を作成すること。

2　所管法律をもれなく記載すること。

3　法律の配列順序は各省庁ごとに局，庁の建制順とし、局、、庁の中では、法律番号順とすること。

4　該当条文はもれなく記載すること。

二、　資料2

1　特措法第48条の規定により本土法令に基づく相当の法人となる沖縄の法人のうち、民法、商法または有限会社法に基づく法人以外の法人(各省庁所管となるもの）の一覧表を別紙(二)様式により作成すること。

2　法人の名称は法令上の名称によること。

3　沖縄法令、本土法令の欄には法令名とともに、法人設立根拠規定の条文番号をかつこ書で記載すること。

本信に関する連絡先：調整部総括参事官室

（581—2361　内線265）

様式(一)

資料1　　○○省

| 法律名 | 法律番号 | A | B | C | D | E | F | G |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (例)<br>道路交通法 | 昭35<br>法105 | 58<br>59 | | | | | | |
| 風俗営業等取締法 | 昭23<br>法122 | | 53 | | | | | |
| 行政不服審査法 | 昭37<br>法160 | 60 | | 156 | | | | |
| 不動産登記法 | 明32<br>法24 | | | | 156 | | | |
| 大蔵省設置法 | 昭24<br>法144 | | | | | 35 | | |
| 年齢計算ニ関スル法律 | 明35<br>法50 | | | | | | | ○ |

記載方法　A欄：　Aに該当するものにつき、特措法案の当該条文番号
B欄：　B　〃　〃
C欄：　C　〃　特措法案の根拠条文番号
D欄：　D　〃　〃
E欄：　E　〃　改廃法案の当該条文番号
F欄：　F　〃　〃　根拠条文番号
G欄：　G　〃　○印を付す

様式(二)

資料2　　○○省

| 法人名 | 沖縄法令 | 本土法令 |
|---|---|---|
| (例)<br>弁護士会 | 弁護士法(第　条) | 弁護士法(第　条) |

秘密表示（朱印）

平文

| 部数指示 | 発信用 | 執務用 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 主信 | 1 | | 1 |
| 付属 | あり（その他） | | |

発送日 処理日 昭和46年10月27日

発信 | タイプ | 校査

文書課長 (橋)

公信案 （分類 ）

公信番号 米北1 第 246 号　公信日付 昭和 46 年 10 月 26 日

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米オー課長

起案 昭和46年10月25日

起案者 小沖　電話番号 2465

協議先
官房書記官
法令班

受信者 沖縄北方対策庁 調整部長

発信者 アメリカ局長

写送付先

（希望発送日）
10月26日

件名 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案及びそれに基づく政令案により措置されることが予定される法律一覧作成のための原稿提出について

GA-2　27 13　外務省　回覧番号 2819

---

米北1 第 246 号
昭和46年10月26日

沖縄北方対策庁
調整部長殿

外務省アメリカ局長

（件名）沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案及びそれに基づく政令案により措置されることが予想される法律一覧作成のための原稿提出について

引用公・電信日付・番号　昭.46.10.20 発信 沖・北対オ 3777号

標記のことについて、当省関係諸法律の原稿5部別添のとおり提出します。

別紙添付

※ 付属添付 ☑　付属空便（行）☐　付属空便（DP）☐　付属船便（貨）☐　付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1　外務省

資料 1　　外務省

| 法律名 | 法律番号 | A | B | C | D | E | F | G |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本政府在外事務所設置法 | 昭24. 法105 | | | | | | | ○ |
| 外務省設置法 | 昭26. 法283 | | | | | | | ○ |
| 外務公務員法 | 昭27. 法41 | | | | | | | ○ |
| 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 | 昭27. 法93 | | | | | | | ○ |
| 外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律 | 昭27. 法182. | | | | | | | ○ |
| 旅券法 | 昭26. 法267 | | | 53. | | 31. | | |
| 移民保護法 | 明29. 法70 | | | | | | | ○ |
| 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律 | 昭28. 法236 | | | | | | | ○ |
| 海外移住事業団法 | 昭38. 法124 | | | | | | | ○ |
| 旅券法の特例に関する法律 | 昭42 法137 | | | | | 32、33 | | |
| 在外公館等借入金の確認に関する法律 | 昭24 法173 | | | | | | | ○ |
| 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法 | 昭45 法40 | | | | | 34. | | |
| 海外技術協力事業団法 | 昭37. 法120 | | | | | | | ○ |
| | | | | | | | | |

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖・北対第4429号
昭和46年12月9日

外務省アメリカ局
北米第一課長　殿

沖縄・北方対策庁調整部長

沖縄の復帰に伴い制定される政令案の提出方依頼について

標記の政令案を下記の要領によつて作成し、12月15日までに当庁に50部ご提出願います。

記

一　提出する政令案は、次の二本建とすること。

1. 沖縄の復帰に伴う○○省関係法令の適用の特別措置等に関する政令案
（沖縄の復帰に伴い新たに定められるもの）

2. 沖縄の復帰に伴う○○省関係政令の改廃に関する政令案
（沖縄の復帰に伴い既存の政令の改正又は廃止を行なうもの）

| |
|---|
| 処理 |
| 首席事務官 |
| 総務 |
| 沖縄 |
| 渉外調査 |
| 漁業 |
| 航空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| カナダ |
| 局庶務 |

沖縄・北方対策庁　B-5 上質55号（100枚尺のり）

3184

（注）　沖縄の復帰に伴い制定される政令は、以上のほか沖縄振興開発特別措置法施行令、沖縄振興開発金融公庫法施行令、沖縄開発庁設置法施行令および沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令が予想されるが、これらは今回提出を依頼するものに含まない。

二　政令案の内容は、昭和46年12月10日現在によること。

三　法制局の審査状況を付記すること。
（未審査、第一読会終了等）

四　特別措置法第53条第3項に基づく政令（欠格事由に関するもの）は、内容の固まつていないものも、制定を予定している限りはその旨を（法令名、関係各文番号は必ず記載すること）もれなく記載すること。（注：政令を制定しなければ、復帰前に沖縄においてあつた事実を本土法令の欠格事由にあたるものとすることはできない）

五　政令案は上記一の1.と2.にわけ、それぞれB5版用紙（もしくはB4版二つ折り）に縦書きとすること。

本信に関する連絡先：調整部総括参事官室
（581－2361　内線265）

沖縄・北方対策庁　B-5 上質55号（100枚尺のり）

参事官
北米第一課長

沖・北対第4429号
昭和46年12月9日

外務省アメリカ局
北米第一課長　殿

沖縄・北方対策庁調整部長

沖縄の復帰に伴い制定される政令案の提出方依頼について

標記の政令案を下記の要領によつて作成し、12月15日までに当庁に50部ご提出願います。

記

一　提出する政令案は、次の二本建とすること。

1. 沖縄の復帰に伴う○○省関係法令の適用の特別措置等に関する政令案
（沖縄の復帰に伴い新たに定められるもの）

2. 沖縄の復帰に伴う○○省関係政令の改廃に関する政令案
（沖縄の復帰に伴い既存の政令の改正又は廃止を行なうもの）



（注）　沖縄の復帰に伴い制定される政令は、以上のほか沖縄振興開発特別措置法施行令、沖縄振興開発金融公庫法施行令、沖縄開発庁設置法施行令および沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令が予想されるが、これらは今回提出を依頼するものに含まない。

二　政令案の内容は、昭和46年12月10日現在によること。

三　法制局の審査状況を付記すること。
（未審査、第一読会終了等）

四　特別措置法第53条第3項に基づく政令（欠格事由に関するもの）は、内容の固まつていないものも、制定を予定している限りはその旨を（法令名、関係各文番号は必ず記載すること）もれなく記載すること。（注：政令を制定しなければ、復帰前に沖縄においてあつた事実を本土法令の欠格事由にあたるものとすることはできない）

五　政令案は上記一の1.と2.にわけ、それぞれB5版用紙（もしくはB4版二つ折り）に縦書きとすること。

本信に関する連絡先：調整部総括参事官室
（581－2361　内線265）

秘密表示（朱印）

北方公信は、北米第一課長あてのものですが、法令関係は前後官房総務参事官あてとするよう対策庁と合意しました。

| 部数指示 | | 発信用 | 執務用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 主信 | | 1 | 1 | 2 |
| 付属 | あり | （その | まま） | |

発送日 処理日 昭和46年12月18日

発信 ㋐ タイプ 校 [illegible]

文書課長 公信案（分類 ）

公信番号 総 第 284 号　公信日付 昭和 46 年 12 月 16 日 とする

| 大臣 | 主管 | 起案 昭和 46 年 12 月 15 日 |
|---|---|---|
| 政務次官 | 官房総務参事官 | 法令班 |
| 事務次官 | 官房書記官 | |
| 外務審議官 | 首席事務官 | |
| 外務審議官 | | 起案者 芳杉 電話番号 2104 |
| 官房長 | | |

協議先

北米第一課長 旅券課長

安全保障課長

カバリングのみ送付

資料は月曜日に送付すること

受信者 沖縄北方対策庁調整部長

発信者 大臣官房総務参事官

写送付先

（希望発送日） 月 日

件名 沖縄の復帰に伴い制定される政令案の提出について

GA-2 外務省 回覧番号

（件名）沖縄の復帰に伴い制定される政令案の提出について

引用公・電信日付・番号 昭.46.12.9付 沖・北対才4429号

標記について、当省関係の下記政令案を各50部提出するので、ご査収願います。

記

1. 沖縄の復帰に伴う外務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令案

※ 付属添付 ☐ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

2. 沖縄の復帰に伴う外務省関係政令の改廃に関する政令案